

第6回都谷川流域水害対策協議会 次第

〔 日時：令和8年3月26日（木） 10時30分～
開催方法：WEB方式 〕

次 第

1. 開会

2. 議事

(1) 都谷川流域水害対策協議会規約の改正

- ・ 構成員の追加等（大洲土木）

資料 1

(2) 流域水害対策計画の実施に係る取組状況

- ・ 事業の進捗状況（大洲土木）
- ・ 各取組一覧（各機関）

資料 2-1

資料 2-2

(3) 流域水害対策計画の実施に係る検討状況

- ・ 大洲市立地適正化計画における防災指針策定（大洲市）

資料 3

3. その他（情報提供）

- ・ 肱川流域治水 都谷川排水機場起工式（大洲河国）

資料 4

4. 閉会

第6回都谷川流域水害対策協議会 参加者

順不同

No.	氏名	現職	分野	現委員
1	むらかみ まさひこ 村上 雅彦	愛媛県知事代理 土木部 河川港湾局長	流域地方公共団体の長 (知事)	
2	おち あつし 越智 敦志	愛媛県 南予地方局長代理 南予地方局 建設部長	流域河川管理者 (南予地方局長)	
3	おかもと けいじ 岡本 敬二	愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所長	流域河川管理者 (関係部署)	○
4	とくなが よしひろ 徳永 善彦	大洲市長代理 副市長	流域地方公共団体の長 (市長)	
5	なかじま きよかず 中島 清和	大洲市 総務部長	流域地方公共団体 (関係部署)	
6	いずみ ひろつぐ 泉 浩嗣	大洲市 建設部長	流域地方公共団体 (関係部署)	○
7	こうの ひでとも 河野 秀伴	大洲市 農林水産部長	流域地方公共団体 (関係部署)	○
8	まつやま よしお 松山 芳士	国土交通省 四国地方整備局長代理 河川部 流域治水推進室長	接続河川管理者 (四国地方整備局長)	
9	すだ たいぞう 須田 泰造	国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長	接続河川管理者 (関係部署)	○

都谷川流域水害対策協議会設置規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は、都谷川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、都谷川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる総合的な流域対策を推進させるために、都谷川流域水害対策計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことで計画の効果的な実施及び運用を図ることを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 計画の実施に係る連絡調整

（協議会の組織等）

第4条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会は、必要と認める者に参加を求めることができる。
- 3 協議会の進行は愛媛県南予地方局大洲土木事務所長が行う。
- 4 協議会の招集は法第7条第2項第1号に規定する者が行う。

（幹事会）

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要と認める者に参加を求めることができる。

（部会）

第6条 第3条に掲げる事項について、調査、検討等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、調査、検討等の内容に応じて、幹事のうち、必要なものをもって構成する。
- 3 部会は、必要と認める者に参加を求めることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を南予地方局大洲土木事務所に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

（会議の公開）

第8条 協議会の公開は、会議の傍聴を希望する県民等に、協議会が会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会及び部会は、原則非公開とし、幹事会及び部会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、別表1に掲げる者の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 本規約の改正、その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の協議により定める。

附 則

この規約は、令和5年4月24日から施行する。

この規約は、令和7年2月12日から施行する。

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1 委員

<u>愛媛県知事</u>	
〃	<u>南予地方局長</u>
〃	大洲土木事務所長
<u>大洲市長</u>	
〃	<u>総務部長</u>
〃	建設部長
〃	農林水産部長
<u>国土交通省四国地方整備局長</u>	
〃	大洲河川国道事務所長

表 2 幹事

南予地方局大洲土木事務所	企画調整幹
〃	事業管理課長
〃	事業管理課主幹
〃	河川港湾課長
南予地方局建設部	建築指導課長
南予地方局農林水産振興部	農村整備課企画調整室長
〃	八幡浜支局農村整備第一課長
〃	八幡浜支局森林林業課長
<u>大洲市総務部</u>	<u>危機管理課長</u>
大洲市建設部	治水事業統括官
〃	建設課長
〃	都市整備課長
〃	上下水道課長
〃	治水課長
大洲市農林水産部	農業 <u>振興</u> 課長
〃	農山漁村整備課長
大洲市農業委員会	事務局長
国土交通省四国地方整備局	
大洲河川国道事務所	副所長
〃	事業対策官
〃	工務第一課長

(参考)

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年 6 月 11 日号外法律第 77 号）

（都道府県流域水害対策協議会）

第七条 第三条第四項から第六項までの規定及び同条第五項において準用する同条第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県流域水害対策協議会を組織することができる。

2 都道府県流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 河川管理者等

二 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者

三 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者

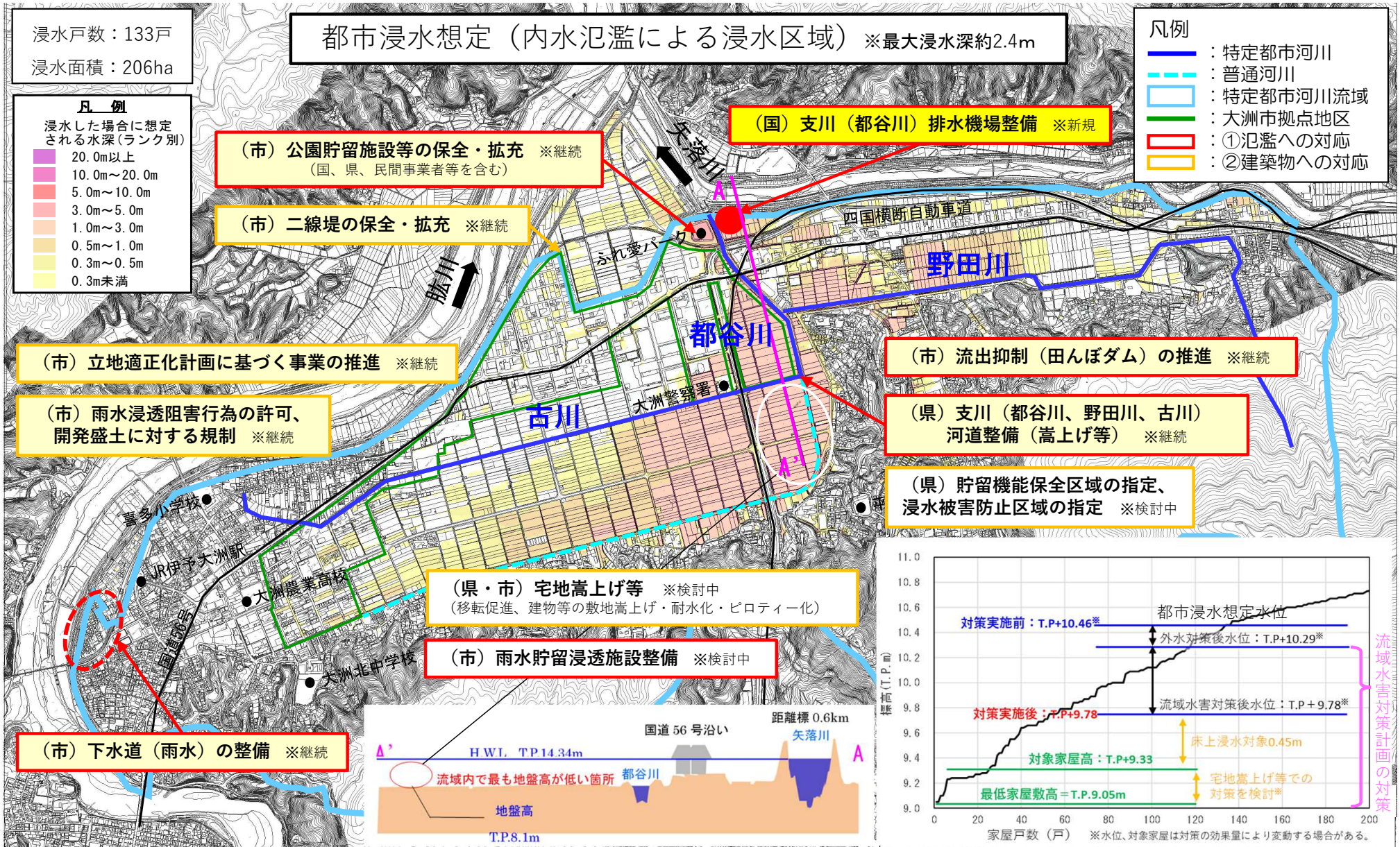
事業の進捗状況

愛媛県大洲土木事務所

令和8年3月26日

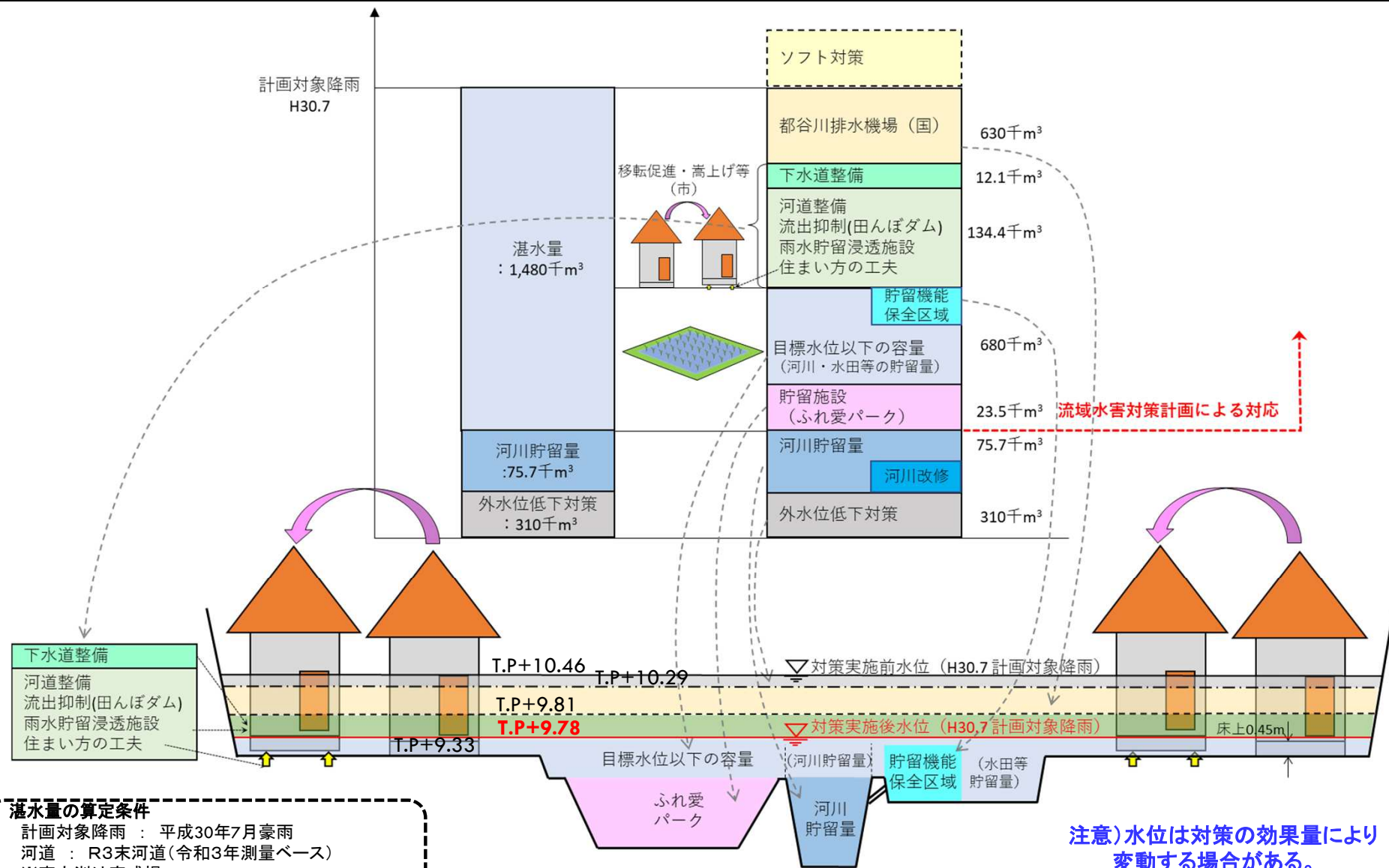
都谷川流域水害対策計画の概要（対策内容）

- (計画策定者) ・ 四国地方整備局長、愛媛県知事、大洲市長
 (計画の目標) ・ 気候変動の影響があり、既往最大の被害を受けている平成30年7月豪雨を計画対象降雨とする。
 (計画の期間) ・ 概ね20年



都谷川流域水害対策計画の概要（対策分担量）

- 都谷川流域水害対策計画においては、流域全体での対策が必要となることから、雨水貯留浸透施設の整備や水田貯留の検討、貯留機能保全区域の指定等の流域対策を活用し取組む。
- 計画対象降雨の平成30年7月豪雨による**湛水量1,480千 m^3** に対して、床上浸水が解消できる目標水位以下とするため、河川・水田等の貯留、雨水貯留浸透施設、下水道整備等の対策に加え、都谷川排水機場を整備し、それぞれが分担する。
- さらに、計画を上回る洪水に対しても、氾濫の被害を出来るだけ軽減するようソフト対策を推進する。



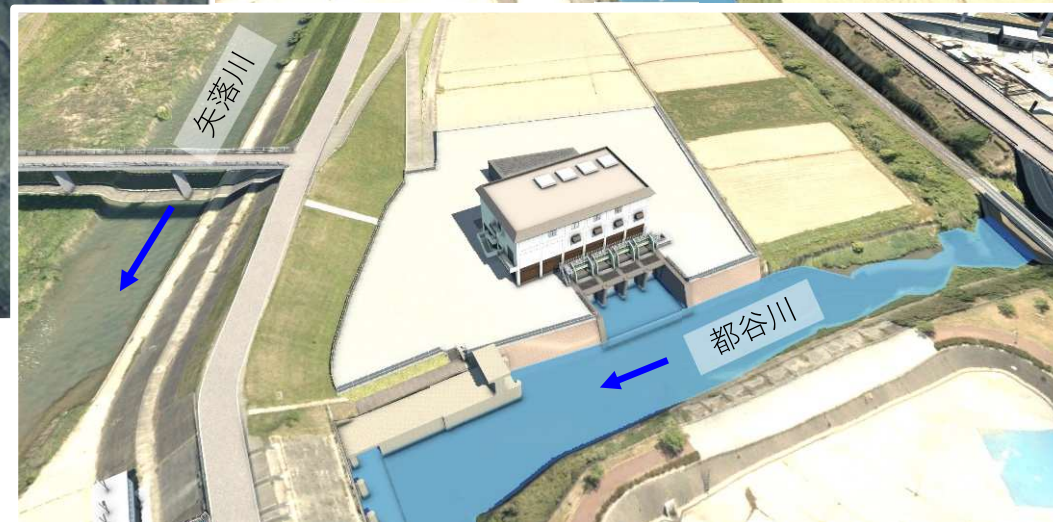
湛水量の算定条件

計画対象降雨：平成30年7月豪雨
 河道：R3末河道(令和3年測量ベース)
 ※東大洲は完成堤
 ダム操作：2ダム現況操作

浸水被害対策の基本的な考え方

注意) 水位は対策の効果量により変動する場合があります。

1 支川（都谷川）排水機場整備



具体的な内容

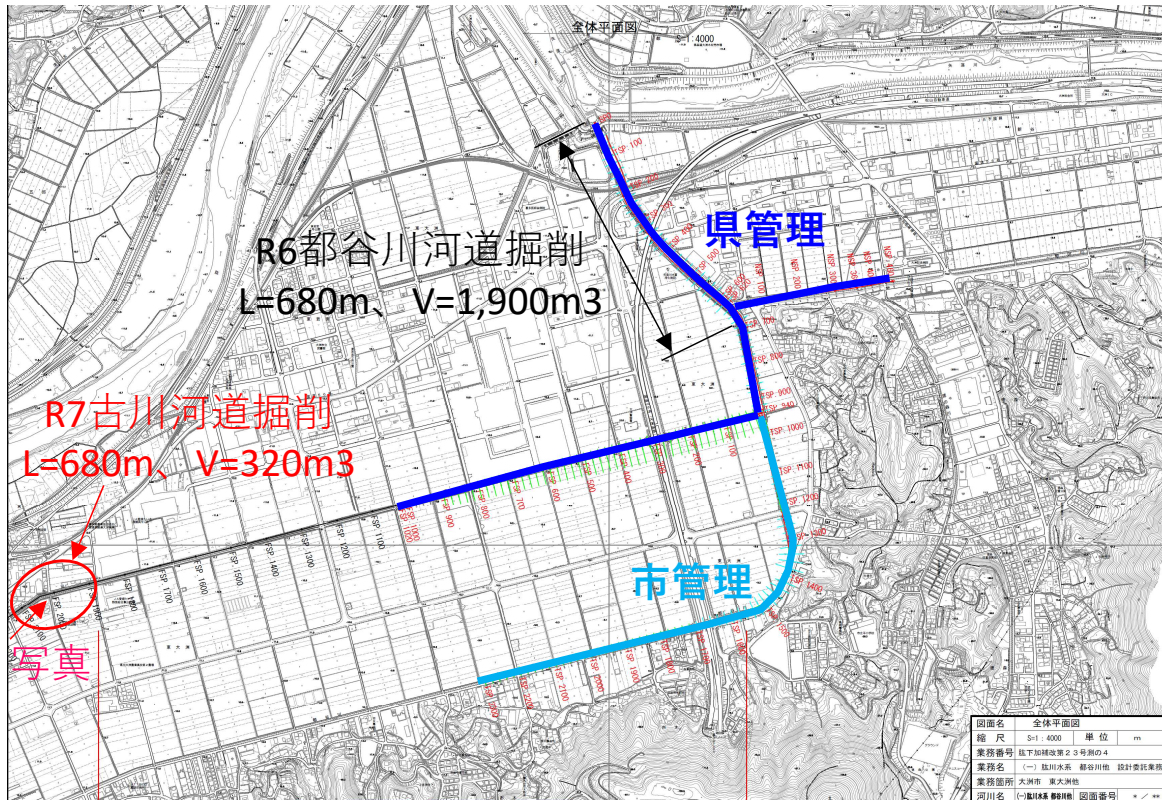
流域規模に応じた排水機場の整備

令和7年度の取組状況

- 測量・設計
令和7年3月概ね完了
- 用地
用地取得完了
- 工事
令和7年度着手済み（敷地造成工事）

工種	R6	R7	R8	R9	R10～
測量・設計	➡				
用地取得等	➡				
工事		➡			

2 支川（都谷川、野田川、古川）河道整備（嵩上げ等）



具体的な内容

大洲市と連携した都谷川、古川、野田川の河道整備（嵩上げ等）を進める

令和7年度の取組状況

■ 測量・設計

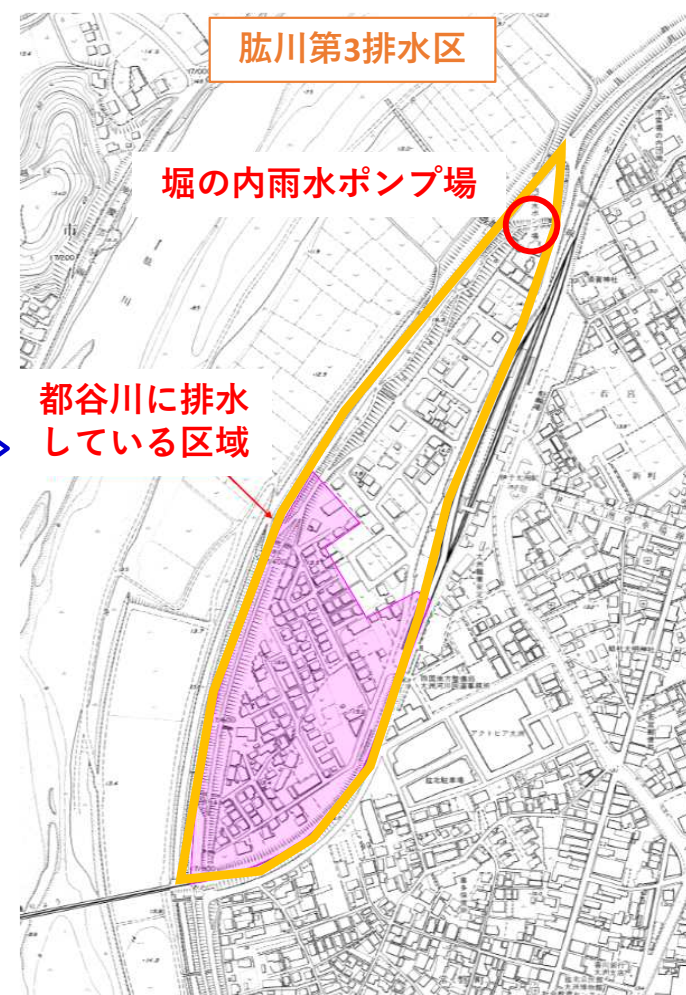
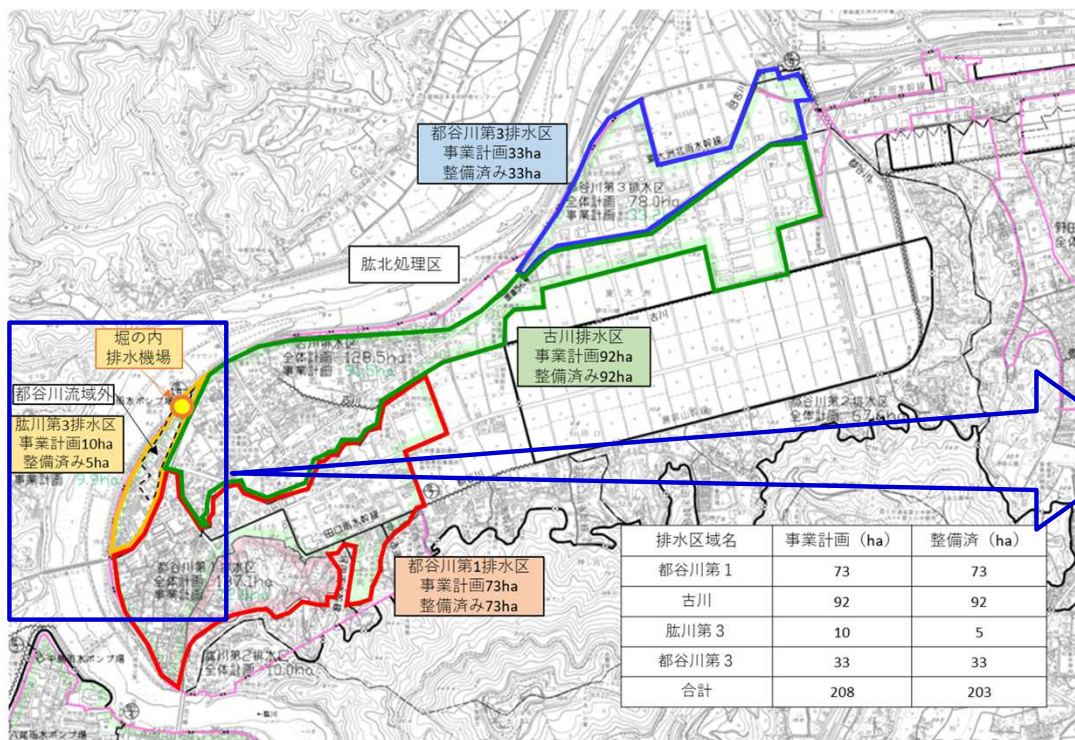
詳細設計 R8.3完了

■ 工事

古川上流部河道掘削 R7.4完了

工種	R5	R6	R7	R8	R9
県市協議		→			
測量設計	→		→		
工事		→		→	

3 下水道（雨水）の整備

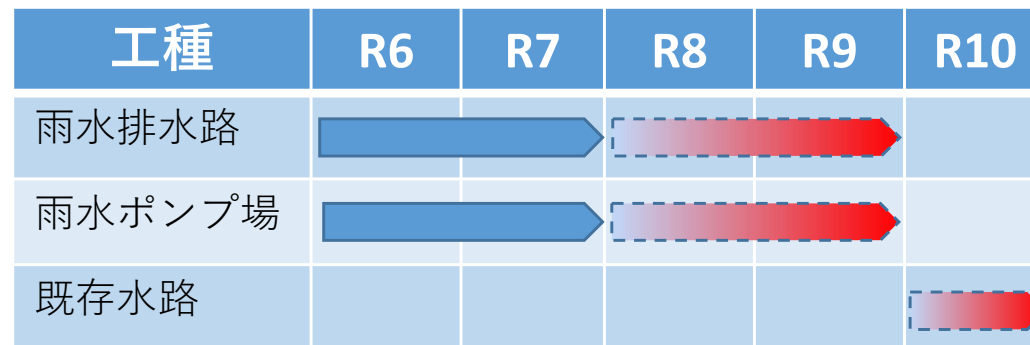


具体的な内容

肱川第3排水区内の雨水排水管等の整備
 雨水ポンプ場のポンプの増設（及び耐震化）
 雨水排水区内の既存水路改修の検討

令和7年度の取組状況

- 調査
 - 雨水ポンプ場実施設計 R8.3完了
- 工事
 - 雨水排水路整備工事中



4 雨水貯留浸透施設整備



大洲市民文化会館建替工事（R8～10）で設置予定



具体的な内容

- 国・県・市有地を活用した雨水貯留浸透施設等の検討・実施
- 個人住宅等の雨水貯留浸透施設に対する県・市による助成等の検討
- 平常時の多目的利用、非常時のオープンスペースとしての活用の検討

令和7年度の取組状況

- 大洲市流域治水推進補助金制度
雨水タンク取扱店舗への周知活動
- 市民文化会館の雨水貯留施設設計完了

工種	R6	R7	R8	R9	R10
助成制度	→				
周知活動		→			
施設検討	→				

5 流出抑制（田んぼダム）の推進



令和6年度 水田貯留実施による効果試算

1. 試算方法

20aの水田（排水箇所：1箇所、長辺80m、短辺25m）に、堰板ありの場合の排水量が堰板なしの排水量を超えるまでの貯留効果を平成30年西日本豪雨、令和5年6月30日～7月1日豪雨、令和6年5月27日～5月28日豪雨の雨量データを基に令和6年度の田んぼダム実施地域に当てはめて試算。

2. 使用プログラム

水田流出簡易計算プログラム（農林水産省農林振興局整備部提供）

3. 試算に用いた主な諸元

(1) 降雨モデル(気象庁よりデータ入手)

- ①平成30年西日本豪雨 総雨量 81時間で338.5mm
- ②令和5年6月30日～7月1日豪雨 総雨量 36時間で187.5mm
- ③令和6年5月27日～5月28日豪雨 総雨量 24時間で102.5mm

(2) 水田のモデル

①面積：2,000m²（長辺80m×短辺25m 排水箇所1箇所）

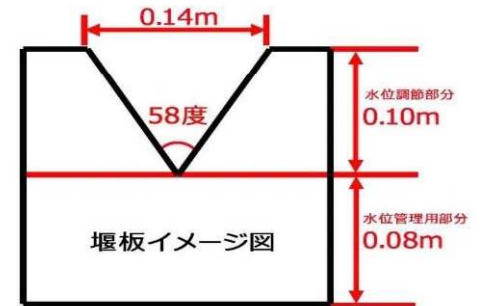
②畦畔高さ：0.3m

③排水箇所：1箇所

④初期水位：0.08m

(3) 堰板（調整板）のモデル

- ①全高0.20m
水位調節部分：0.10m
水管理用部分：0.08m
- ②開きの長さ：0.14m
- ③開き角度：58度



3. 水田貯留効果算定表

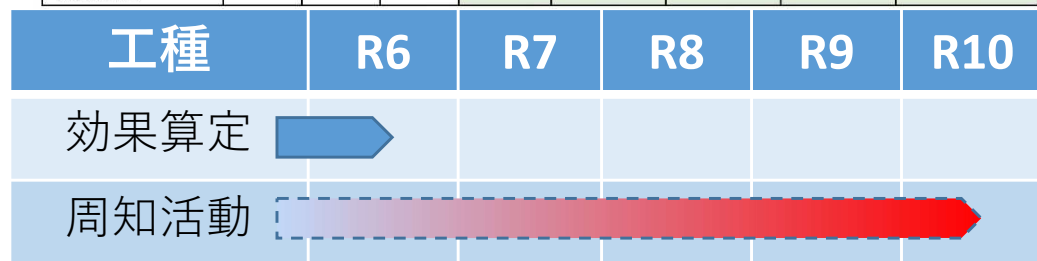
降雨パターン	総雨量	流入量	降雨時間	一時貯留量による効果の表現				
				表現② 堰板ありの水田の排水量が、堰板なしの水田の排水量を超えるまでの時間の貯留水量				
				使用データ (時間)	調整板なし排水量 (m ³)	調整板あり排水量 (m ³)	効果水量 (m ³)	効果水量/ 調整板なし排水量
H30.7.5～7.8 (30年豪雨災害)	338.5	677	81	52	490.4	312.7	177.7	36.2%
R5.6.30～7.1 (豪雨災害)	187.5	375	31	29	324.1	161.2	162.9	50.3%
R6.5.27～5.28 (豪雨災害)	102.5	205	13	17	174.2	49.4	124.9	71.7%

具体的な内容

排水口にせき板を設置（営農者）

令和7年度の取組状況

田んぼダムの周知、エリア拡大
累計：容量18,100m³、面積10.9ha



■各取組一覧

No.	計画書の項目	該当ページ	対策内容	実施主体	具体的な内容	計画記述	令和6年度までの取組状況	令和7年度取組状況	今後の予定	計画管理項目
①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策(氾濫への対応)										
1	第4章	P29	支川(都谷川)排水機場整備	国土交通省河川	流域規模に応じた排水機場	整備する	測量・設計(R7.3概ね完了) 用地取得等	工事着手(R7.7~)	排水機場新設工事 対策分担量:630千m3	◎
2	第4章	P29	支川(都谷川、野田川、古川)河道整備(嵩上げ等)	愛媛県河川	大洲市と連携した都谷川、古川、野田川の河道整備(嵩上げ等)	進める	測量・設計(R6.3概略設計完了) 都谷川河道掘削(R7.2完了)	設計(R8.3詳細設計完了) 古川河道掘削(R7.4完了)	大洲市との協議・調整(都谷川上流法定外水路) 上流で河道掘削計画(大洲市)	◎
3	第6章	P35	下水道(雨水)の整備	大洲市下水道	肱川第3排水区内の雨水排水管路の内雨水ポンプ場のポンプ設備 雨水排水区内の既存水路の改修	整備する 増設する 検討する	雨水排水路整備工事着手 雨水ポンプ場の耐震診断(R7.3完了)	雨水排水路整備工事中 雨水ポンプ場の実施設計(R8.3完了)	肱川第3排水区内の雨水排水路の整備工事 堀の内雨水ポンプ場の耐震化及びポンプの増設 雨水排水区内の既存水路の改修検討	◎
4	第7章	P36	雨水貯留浸透施設整備	大洲市都市	国・県・市有地を活用した雨水貯留浸透施設等	検討・実施する	検討中	雨水貯留施設設計完了	大洲市民文化会館建替工事(R8~10)で設置予定 容量:183m3予定 (雨水浸透阻害149m3、追加34m3)	◎
				大洲市治水	個人住宅等の雨水貯留浸透施設に対する県・市による助成等	検討する	大洲市流域治水推進補助金制度の創設(R6.7)	雨水タンク取扱店舗への周知活動(周知用ポップ提示を各店舗へ依頼)	周知活動(~R8)	◎
				大洲市都市	平常時の多目的利用、非常時のオープンスペースとしての活用	検討する	検討中	検討中	学校・保育所等の校庭や公園施設で設置予定	◎
5	第7章	P36	流出抑制(田んぼダム)の推進	大洲市農山	排水口に調整板	設置する(営農者)	実施箇所・効果等の検討 新谷地区:容量:7,200m3、面積:7.2ha	エリア拡大(追加) 新谷地区:容量:3,700m3、面積:3.7ha	周知活動	◎
6	第7章	P37	公園貯留施設等の保全・拡充	大洲市都市	既存の公園貯留施設	保全する	ふれあいパークの運用管理 容量:23.5千m3	継続	継続	
②被害対象を減少させるための対策(建築物への対応)										
7	第10章	P42	貯留機能保全区域の指定	愛媛県河川	浸水拡大を抑制できる農地等	指定する	区域指定箇所の整理(R6幹事会) 指定方針の決定(R6協議会)	大洲市長との協議(R7.10)	地元関係者との協議 県知事への指定方針了解 地元説明会	
				愛媛県河川	堆積ゴミ対策における河川協力団体等との連携	検討する	検討中	検討中	関係団体との協議・調整	
8	第10章	P44	浸水被害防止区域の指定	愛媛県河川	住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地	検討する	検討中	検討中	宅地嵩上げ等の対策と合わせて検討予定	
9	第4章	P34	二線堤の保全・拡充	大洲市治水	二線堤	設置している	二線堤の運用管理	継続	継続	
10	第9章	P39	宅地嵩上げ等(移転促進、建築物の敷地嵩上げ・耐水化・ビロティ化)	大洲市都市	水害リスクを踏まえた土地利用の方向性	検討する	防災まちづくりワークショップ開催(R6.10~12肱川ツアー、R7.3.8住民報告会)	防災まちづくりワークショップ開催(R7.10~12、R8.3.14住民報告会)	協議会にて検討予定	
				大洲市都市	内水被害が頻発する区域の居住者への誘導措置	検討する	検討中	検討中	協議会にて検討予定	
				大洲市都市 愛媛県河川	土地利用の方向性を踏まえた対策	行う	検討中	検討中	協議会にて検討予定	
11	第7章	P37	雨水浸透阻害行為の許可	大洲市都市	雨水浸透阻害行為に対する対策義務化	実施する	行為許可:0件、面積:0m2	行為許可:1件、面積:1,270m2	周知活動	◎
12	第7章	P37	開発盛土に対する規制	大洲市農林・農山	山林・緑地・農地の保全	協力要請する	林地開発:0件、面積:0m2 農地転用:14件(34筆)、面積:7,775m2(R5~6)	林地開発:0件、面積:0m2 農地転用:13件(17筆)、面積:3,801m2(R7)	周知活動	◎
				大洲市都市	開発抑制	協力要請する	都市開発:0件、面積:0m2	都市開発:0件、面積:0m2	周知活動	◎
13	第9章	P39	立地適正化計画に基づく事業の推進	大洲市都市	関係部局が連携した都市計画やまちづくり関係の計画	整合・連携を図る	検討中	大洲市立地適正化計画に係る防災指針策定(R8.3)	取組推進	
③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策(脆弱性への対応)										
14	第11章	P46	防災教育支援の実施・充実	国土交通省河川	小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	推進する	防災教育(喜多小) 防ステ見学会(平小・新谷小) 治水勉強会(たいら自治会)	防災教育(喜多小・平小) 防ステ見学会(平小) 治水勉強会(たいら自治会)	継続予定	
				大洲市都市 国土交通省河川 愛媛県河川	(水害リスクに対する理解促進等) 水害リスクを踏まえた防災まちづくり 流域治水の自分事化	同上	防災まちづくりワークショップ開催(R6.10~12肱川ツアー、R7.3.8住民報告会)<再掲>	防災まちづくりワークショップ開催(R7.10~12、R8.3.14住民報告会)<再掲>	継続予定	
15	第11章	P46	洪水、内水ハザードマップの作成・改良・周知	大洲市危機	洪水・内水ハザードマップの作成・周知	推進する	検討中	洪水浸水想定区域図と雨水出水浸水想定区域図を含めた市民防災読本(統合型防災マップ)を作成中	R8出水期までに各戸配布予定	
				愛媛県河川	同上	同上	都谷川・野田川・古川の洪水浸水想定区域指定(県R5.5.30)	西和田川の洪水浸水想定区域指定(県R8.5予定)	周知活動	
		P46	土砂災害ハザードマップとの重ね合わせ	愛媛県砂防	土砂災害ハザードマップとの重ね合わせ	推進する	重ねるハザードマップで確認可能	周知活動	周知活動	
16	第11章	P46	災害・避難カード、マイ・タイムライン作成の推進	大洲市危機	災害・避難カード、地区タイムライン、マイタイムライン	推進する	災害・避難カード:1地区 地区タイムライン:1地区	R7出水期から民間事業者へ肱川流域タイムライン情報をLINEで発信	周知活動	
17	第11章	P46	ハザードマップの周知及び住民の水害リスクに対する理解促進の取組	大洲市都市 国土交通省河川 愛媛県河川	(水害リスクに対する理解促進等) 水害リスクを踏まえた防災まちづくり 流域治水の自分事化<再掲>	推進する	防災まちづくりワークショップ開催(R6.10~12肱川ツアー、R7.3.8住民報告会)<再掲>	防災まちづくりワークショップ開催(R7.10~12、R8.3.14住民報告会)<再掲>	継続予定	
18	第11章	P46	要配慮者利用施設における避難確保計画や避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進と避難の実効性確保	大洲市危機	要配慮者利用施設における避難確保計画作成 義務化されている避難訓練実施 避難行動要支援者の個別避難計画作成	徹底を図る 実効性を高める	避難確保計画:浸水11件、土砂8件 避難訓練:5件 個別避難計画:70件	避難確保計画:53件 避難訓練:35件 個別避難計画:331件	周知活動	

1 防災指針の追加

(1) 防災指針とは

- 都市再生特別措置法の改正 (R2.9) により、**防災指針の策定が義務化**
- 居住誘導区域等の災害リスク**に対する安全確保策を示す指針
- 洪水、雨水出水 (内水)、土砂災害など**主として水災害**が対象

(2) 大洲市立地適正化計画に係る防災指針検討委員会

- 委員長 愛媛大学 松村暢彦 教授 (愛媛大学社会共創学部 外12人の委員構成)
- 委員会の検討内容

- 第1回 令和6年10月01日 ソフト事業として**防災まちづくりの取組**を位置付け
- 第2回 令和7年03月14日 防災指針の検討において**多段階のリスク評価**を実施
- 第3回 令和7年09月02日 防災指針の**原案を承認**
- 第4回 令和8年02月06日 都市計画審議会で承認された**防災指針の最終確認**



▲検討委員会の様子

(3) 意見募集等

- 防災指針の計画原案について意見募集 (パブリックコメント)
- 令和7年10月10日から11月10日まで
- 説明会参加者30人 (10/11:大洲地域14人 10/25:長浜地域16人)
- 意見なし



▲大洲地域説明会の様子



▲長浜地域説明会の様子

(4) 愛媛県への意見照会

- 令和7年11月25日~12月25日
- 愛媛県津波浸水想定 (令和7年9月2日公表) データ反映 など

(5) 大洲市都市計画審議会による審議、意見

- 令和8年1月26日 **全会一致で承認**
- 都市再生特別措置法第81条第22項
- 主な意見
 - 商業空白への対応
 - 子育て、**屋内遊び場**のニーズ
 - 狹隘道路**と火災リスク、緊急交通路の確保



▲都市計画審議会の様子

(6) 公表

- 令和8年3月公表予定
- 都市再生特別措置法第81条第23項

2 スケジュール

令和6年度	行事	備考
10月	第1回検討委員会	検討委員会の設置・委員委嘱等
11月	大洲・長浜合同ワークショップ (第1回)	脇川の上・中流域スタディツアー
	第1回検討部会	都市再生整備計画の検討
12月	大洲・長浜合同ワークショップ (第2回)	脇川の中・下流域スタディツアー
3月	大洲・長浜合同報告会 (シンポジウム)	
	第2回検討委員会・第2回検討部会	防災指針の方向性の確認
令和7年度	行事	備考
7月	第3回検討部会	都市再生整備計画 (第3期) 案ほか
9月	第3回検討委員会・第4回検討部会	立地適正化計画 (防災指針) 基本方針案
10月	大洲・長浜説明会・ワークショップ	
12月	第5回検討部会	都市再生整備計画 (第3期) ほか
1月	市都市計画審議会	立地適正化計画 (防災指針) ほか
2月	第4回検討委員会	立地適正化計画 (防災指針) の変更
3月	立地適正化計画 (防災指針) の公表	
	防災まちづくりシンポジウム	3/14 (土) 13時~ 市役所2階大ホール



(令和8年3月公表予定)

3 防災まちづくりの取組

令和5年度から国・県・市、東京大学、地元高校生らとともに防災とまちづくりを考える「水災害リスクを踏まえた防災まちづくり」の取組を実施。

防災まちづくりの取組を通して、**若い世代が描く大洲市の将来像をもとに「防災まちづくりの将来像」を設定**した。また、検討委員会においては防災まちづくりの取組を「**災害リスクを低減するソフト事業**」として位置付けていくことが確認された。

令和7年度からは地域の関係者も参加し、流域全体でまちづくりをとらえる**流域治水の取組へと進展**している。

防災まちづくりの取組み (R6)



防災まちづくりの取組み (R6)



【防災まちづくりの将来像】

清流脇川とともに、つなごう安心の暮らし ~流域全体で備える魅力あるまち 大洲~

- 住み続けたいくなる安全・安心のまち
- 日常的な場所が避難所として利用できるまち
- 災害に強いまち
- 地域みんながつながるまち

コラム：流域治水の深化・自分事化、若い世代が描く大洲の防災まちづくりの将来像
平成30年7月豪雨による甚大な被害を受け、国・県・市が一体となった「脇川緊急治水対策」を実施しており、令和6年5月末に堤防整備等が完成し、治水安全度が向上したところですが、今後も気候変動の影響等により、水害のリスクは存在します。そこで、国土交通省大洲河川国庫事務所では、大洲市や愛媛県、東京大学との連携により、『地域の防災意識の向上と水害リスクを踏まえた防災まちづくり』に関するワークショップなどの取組を令和5年度より実施しています。ワークショップには、市内の高校生 (大洲高校、大洲農業高校、長浜高校の生徒) が参加しており、大洲市の防災まちづくりの将来像として、様々な提案がありました。本計画では、この提案を踏まえ、大洲市が目指す防災まちづくりの将来像 (市民がわかりやすいキャッチフレーズ) を上記のとおり設定しました。



▲防災まちづくり将来像の設定)

大洲市立地適正化計画 【計画の骨子】

第1章 計画の概要

- 1.1 計画策定の背景と目的
- 1.2 計画の目標年次
- 1.3 計画対象区域

第2章 上位計画・関連計画と実施予定の取組等

- 2.1 立地適正化計画の位置づけ
- 2.2 上位・関連計画の概要
- 2.3 実施予定の取組等

第3章 大洲市の現状と将来の整理

- 3.1 人口
- 3.2 土地利用
- 3.3 工業・商業
- 3.4 観光
- 3.5 交通
- 3.6 財政

第4章 都市構造の分析

- 4.1 メッシュによる将来人口の推計
- 4.2 都市構造の評価
- 4.3 アクセシビリティ指標による評価

第6章 将来目標の設定

6.1 まちづくりの基本理念と将来都市像

本市が今後も持続的に発展を続けて行くためには、人口減少・少子高齢社会の進展や市民の環境への意識の高まり、近年頻発する自然災害への対応など、将来への危機感を共有し、明るい未来を切り拓くことが必要です。

また、老朽化したインフラや公共施設の更新に必要な費用が年々増加しており、限られた財源の中で、持続可能な都市経営の実現に向けたコンパクトなまちづくりが求められています。

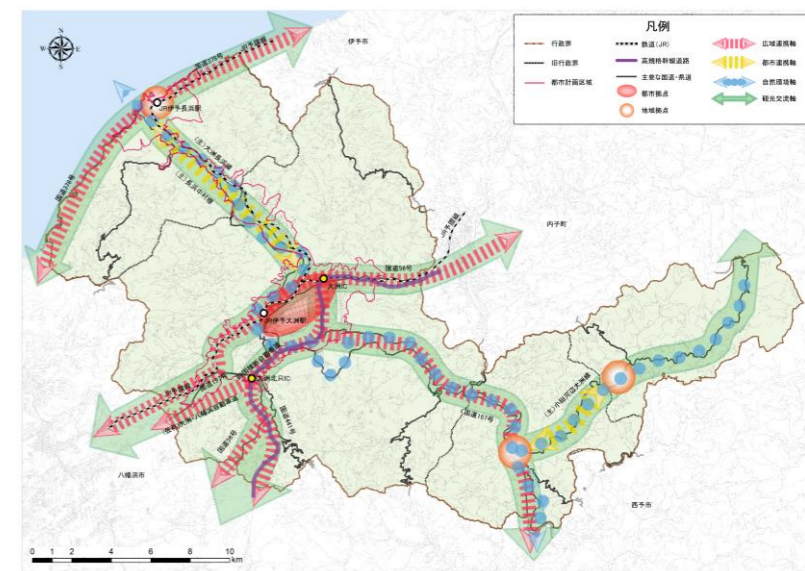
本計画の基本理念としては、大洲市都市計画マスタープランと同様、「清流肱川が結ぶ豊かな自然・歴史の中で、市民一人一人が新たな創造を目指し、本市の魅力向上と地域経済の活性化を図るとともに、誰もが安全に安心して、快適に暮らせる、協働による自立した持続可能な都市づくりを進める」ことを基本理念とし、以下の将来都市像とします。

【将来都市像】
清流肱川が結ぶ ひと・自然・まちがきらめく
魅力創造都市 大洲

6.2 まちづくりの基本方針

- 【まちづくりの基本方針Ⅰ】
既存ストックや民間活力を活用した拠点づくり
- 【まちづくりの基本方針Ⅱ】
生活利便性を維持する安全・安心な居住環境づくり
- 【まちづくりの基本方針Ⅲ】
公共交通を活かす移動環境づくり

6.3 将来の都市構造のあり方



都市拠点	定義	大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯
	基本的な考え方	行政、商業、観光等の機能の充実を図るための施設誘導を目指します。
地域拠点	定義	長浜支所、肱川支所、河辺支所を中心とした周辺部
	基本的な考え方	行政機能や日常的な商業、生活環境の維持・向上を進めます。

第5章 まちづくりの課題の設定

5.1 まちづくりの課題の設定

都市計画マスタープランにおける課題の類型化

- 安全・安心のまちづくり
- 快適性・利便性のまちづくり
- 個性・魅力のまちづくり

立地適正化計画で解決を目指す課題

- 中心市街地の拠点性の強化**
賑わいを創出する施設誘導のほか、JR 伊予大洲駅の交通結節点機能や中心市街地の回遊性の強化
- 既存宅地の有効利用**
市街地の拡大を抑制し、公的不動産、空き地や空き家を都市機能や居住機能の集約化の種地として有効に利用
- 過度な自動車依存の回避**
健康や地球環境に配慮して、公共交通の利用促進、歩いて出かけやすい環境の充実

第7章 都市機能誘導区域・誘導施設

7.1 基本的な考え方 7.2 都市機能誘導区域・誘導施設

■都市機能誘導区域の考え方

- 大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地には、用途地域を指定しており、行政、商業、観光等の機能が充実しています。今後、本格的な人口減少に伴い消費の縮小が懸念される中で、既存施設の衰退・流出防止に向けた取組が必要となります。
- 長浜支所を中心とする市街地には、用途地域を指定しており、行政機能や日常生活サービス施設が集積しています。今後、更なる人口減少が進む中で、既存施設の衰退・流出防止に向けた取組が必要となります。

■都市機能誘導区域の設定方法

基本方針Ⅰ：JR 伊予大洲駅や大洲市役所を中心にクルマに頼らずに移動できる範囲

本市の玄関口である JR 伊予大洲駅や大洲市役所を中心にクルマに頼らずに移動できる範囲に都市機能誘導区域を設定します。

基本方針Ⅱ：既存施設の維持・向上とあわせて都市機能が充実する範囲

主要なバス停を中心に、既存商業施設などの日常生活サービス施設の維持・向上を図ることができる範囲に都市機能誘導区域を設定します。

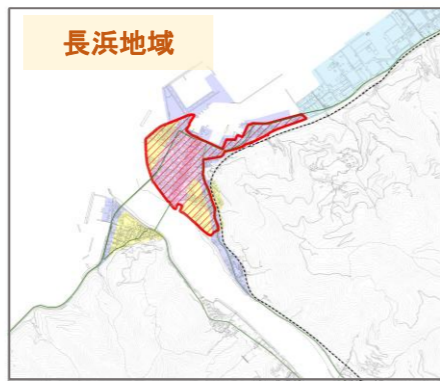
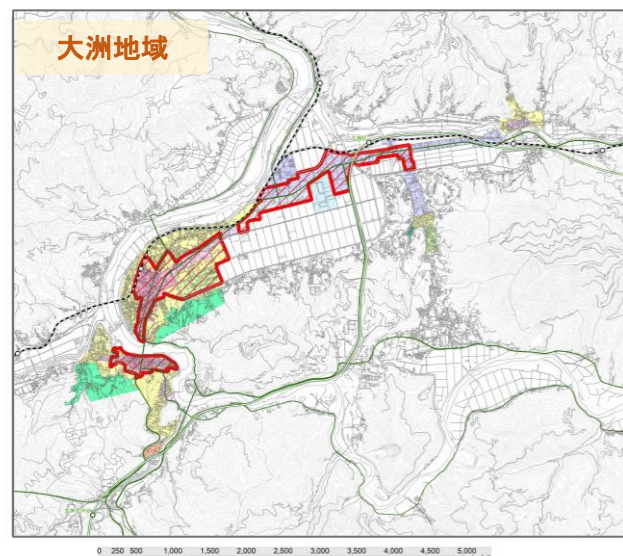
■誘導施設の基本的な事項 誘導施設の設定

誘導施設の検討にあたっては、「都市機能誘導区域外に立地した場合に今後のまちづくりに影響を与える施設」「既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も区域外への転出・流出を防ぐ必要のある施設」といった観点から設定します。また、誘導が必要な都市機能としては、行政機能、商業機能、医療機能、介護福祉機能、子育て機能、金融機能、教育・文化機能などがあり、各区域の特性等を踏まえて設定します。

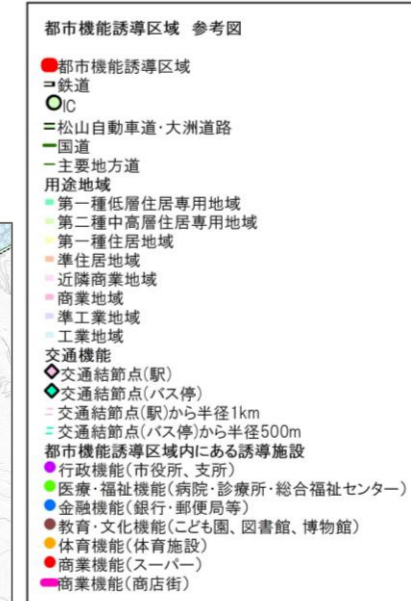
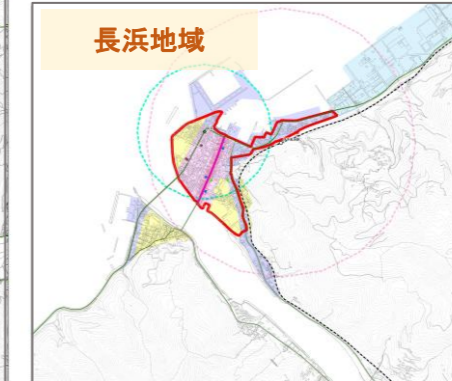
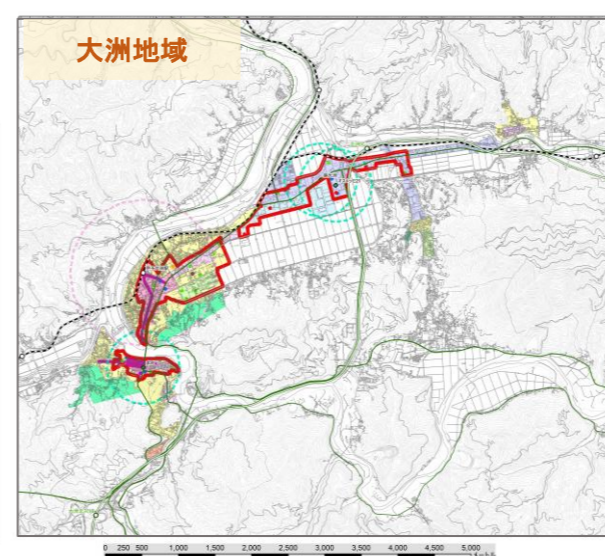
機能	誘導施設
行政機能	市役所(※1)、長浜支所(※2)、地域交流センター、観光交流センター
商業機能	スーパー、商店街内店舗
医療機能・福祉機能	病院、診療所、総合福祉センター(※1)
金融機能	銀行、信用金庫、JAバンク、郵便局
教育・文化機能	認定こども園、図書館、博物館
体育機能	体育施設(※1)

※1：大洲地域のみ
※2：長浜地域のみ

都市機能誘導区域図



都市機能誘導区域 参考図



第8章 居住誘導区域 8.1 基本的な考え方 8.2 居住誘導区域

■居住誘導区域の考え方

○大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地には、用途地域を指定しており、行政、商業、観光等の機能が充実しています。今後、本格的な人口減少に伴い人口密度の低下や空き地・空き家の増加が懸念される中で、それを抑制する取組が必要となります。

○長浜支所を中心とする市街地には、用途地域を指定しており、行政機能や日常生活サービス施設が集積立地しています。今後、更なる人口減少に伴い人口密度の低下や空き地・空き家の増加が懸念される中で、それを抑制する取組が必要となります。

■居住誘導区域の設定方法

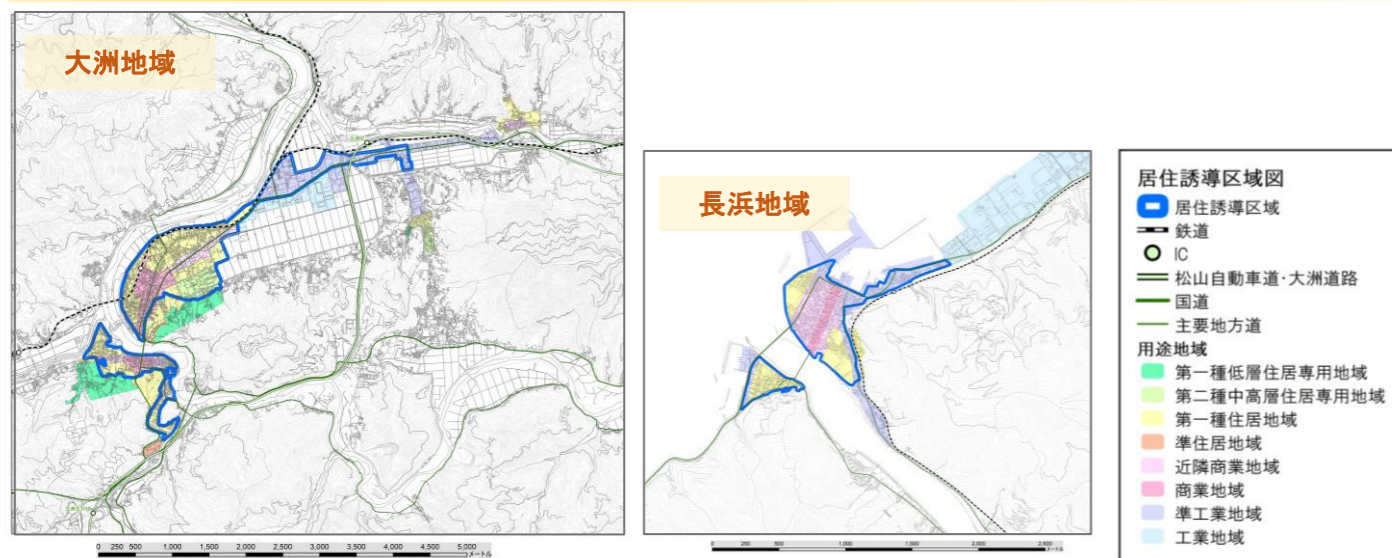
基本方針Ⅰ：都市機能誘導区域とその区域に隣接した市街地の範囲

都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効率的に図るという観点から、都市機能誘導区域とその区域に隣接した範囲に居住誘導区域を設定します。

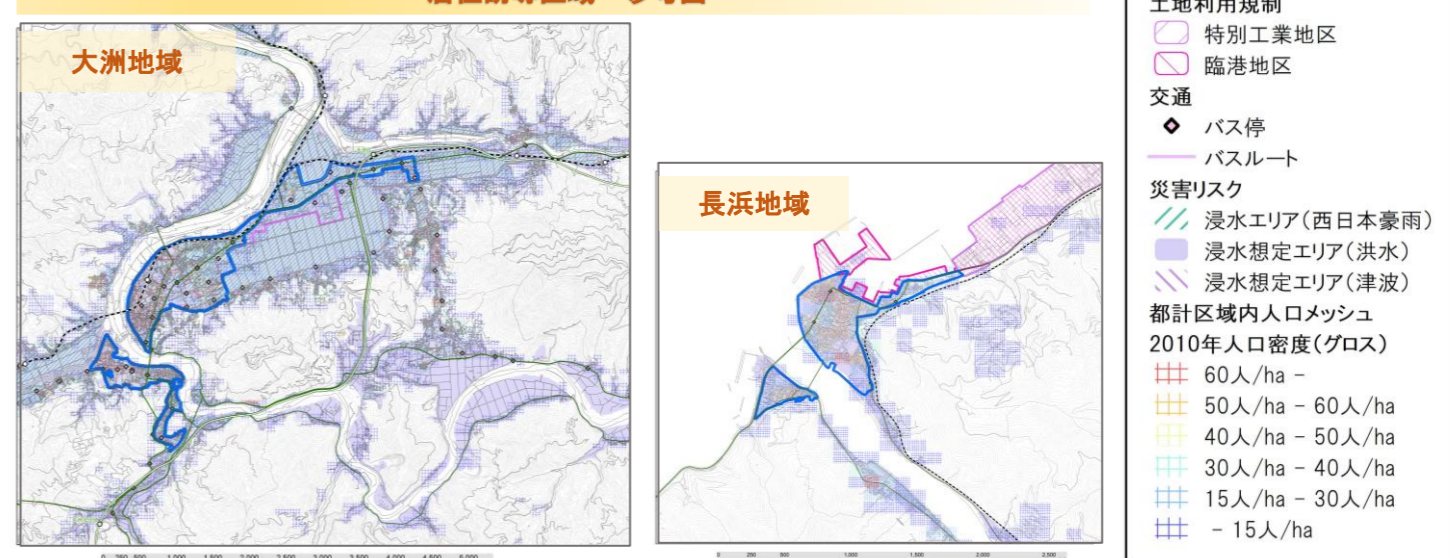
基本方針Ⅱ：一定の人口密度を確保している範囲

大洲市の市街地は、居住者がいない行政施設をはじめとした都市機能と居住機能を有する各施設がコンパクトな範囲で立地しており、平成27年度の国勢調査による人口集中地区は、肱南地区と肱北地区に限られ、人口密度も既成市街地の目安である40人/haより低い34.89人/haとなっています。このことから、用途地域が指定され、一定規模の人口密度を確保している範囲に居住誘導区域を設定します。

居住誘導区域図



居住誘導区域 参考図



第9章 計画の実現に向けて

9.1 施設誘導に向けた取組

■施設誘導に向けた共通する取組

公的不動産（市が所有する不動産）の最適化や有効活用／都市のスポンジ化への対応／定住に向けた取組

■各誘導区域での取組

大洲地域（肱南地区、肱北地区）

：中心市街地のアクセス性や地域資源を活かした中心市街地としての拠点性の強化を図るとともに、歴史文化資源を活かしながら、市民が誇りを持って次世代に継承できるまちづくり

- 都市の中心部に賑わいをもたらすまちづくり …地域交流センターの建設（市民文化会館の整備）など
- 地域特性を活かし誰もが快適に過ごせるまちづくり …道路舗装の高質化／大洲市民会館跡地の整備 など
- 災害に強いまちづくり …無電柱化（共同溝整備）／肱川緑地公園の機能強化〔検討中〕など

大洲地域（東大洲・松ヶ花地区）

：「八幡浜・大洲地方拠点都市地域 基本計画（2006.3策定）」の今後の取り組み方の検討

長浜地域（長浜地区）

：「長浜町第三次開発事業基本計画（2003.3策定）」の見直し、県と連携した事業による長浜港の機能強化

■立地適正化計画の対象区域外における取組

各拠点の都市機能を維持・確保するとともに、農業を始めとした産業振興や観光等と連携しながら、集落の維持に向けた小さな拠点づくり等を進め、立地適正化計画区域内外での連携・関係性を深めることで、市全体として持続可能なまちづくりの推進

■防災・減災の取組

考え方：平成30年7月豪雨の洪水や南海トラフ巨大地震など、大規模自然災害に対する減災の視点を踏まえつつ、市民の生命を最優先に、災害に強いまちづくりを推進します。特に、住民と継続的に災害リスクを周知・共有し、防災体制づくりを進めることで、災害に強く、安全・安心に暮らせる都市づくりを進めます。また、「災害に上限なし」という認識のもと、南海トラフ巨大地震に伴う津波や肱川流域の水害など、あらゆる災害リスクを踏まえ、常に避難を意識した防災・減災の取組を推進します。

→具体的な取組（都市の防災機能確保に必要な防災・減災対策）を「防災指針（10章）」として定めます。

9.2 公共交通との連携

■公共交通網に関する基本的な考え方 公共交通との連携の方針

考え方：「大洲市地域公共交通計画（2023.3策定）」と連携してコンパクト・プラス・ネットワークに関する事業展開を図ります。

方針：「きらめくまちと人を支え続ける公共交通網の形成」に向け、都市機能や居住の立地誘導と連携した事業展開取組と連携して、事業展開を図り、コンパクト・プラス・ネットワークの両輪となるよう努めます。

基本方針1：持続可能な公共交通サービス

基本方針2：安心で快適に利用できる公共交通サービス

基本方針3：皆で守り育てる公共交通サービス

9.3 届出制度

■届出 計画の方針に合っていない開発や建築行為の動向を把握するために届出制度を設けています。

都市計画区域					
都市機能誘導区域			居住誘導区域		
届出の対象となる行為	届出が必要な行為の内容	届出の期間	届出の対象となる行為	届出が必要な行為の内容	届出の期間
開発行為	届出は必要ありません		開発行為	届出は必要ありません	
開発行為以外					
誘導施設を休止又は廃止しようとする場合		誘導施設を休止又は廃止しようとする30日前までに届出を行うこととされています。	建築等行為		
開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	開発行為等に着手する30日前までに届出を行うこととされています。	開発行為	・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの	開発行為等に着手する30日前までに届出を行うこととされています。
開発行為以外	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合		建築行為	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	
誘導施設を休止又は廃止しようとする場合		届出は必要ありません			

第10章 防災指針

10.1 基本的な考え方

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、本計画における居住・都市機能の誘導とあわせ、都市の防災機能の確保を図るための指針
- 居住誘導区域から災害リスクが特に高い区域（災害レッドゾーン）を原則除外し、各地区の災害リスク分析の結果を踏まえて防災まちづくりの課題を抽出、都市の防災機能の確保に必要な防災・減災対策を「防災指針」に定め、計画的に実施

10.2 災害ハザード情報の現況整理

■防災指針で対象とする災害

- 土砂災害 ○洪水（外水氾濫） ○津波 ○高潮 ○雨水出水

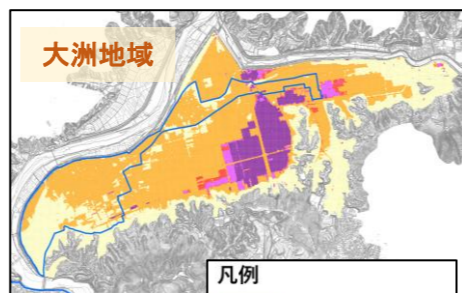
10.3 災害リスクの分析



- <分析の視点>
- 被害人口
 - 人的被害リスク
 - 円滑な避難の阻害
 - 残存する災害リスク

浸水リスク（浸水深さ 0.5m以上）

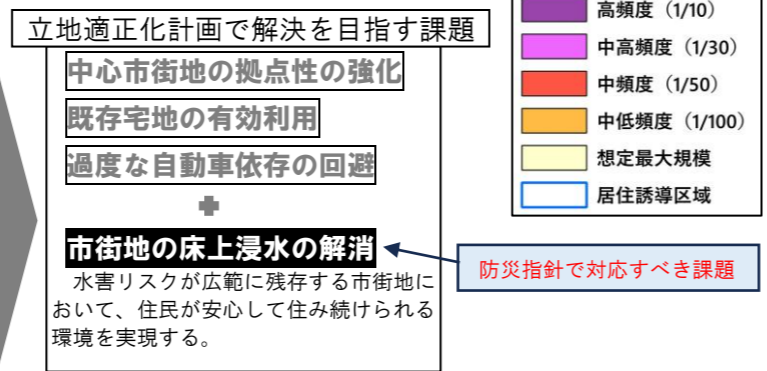
現行（R7）の河川整備状況での浸水リスク（水害リスクマップ〔内水・外水統合〕）



- 凡例
- 高頻度 (1/10)
 - 中高頻度 (1/30)
 - 中頻度 (1/50)
 - 中低頻度 (1/100)
 - 想定最大規模
 - 居住誘導区域

10.4 防災まちづくりの課題の設定

- 都市防災に係るまちづくりの課題
- 居住誘導区域の安全性向上
 - 災害リスクを踏まえた土地利用の適正化
 - 実効性のある避難体制の構築
 - 地域防災力の強化と自分事化の推進
 - 重要都市機能の災害時機能継続
 - 早期復旧・復興に向けた事前準備



10.5 防災指針の検討 (1/2)

本市では、水害などのリスクと共存しながら市街地の安全性を高めるコンパクトなまちづくりを進め、引き続き「安全・安心のまちづくり」を都市づくりの目標とし、平成30年7月豪雨や南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対して、市民の生命を最優先に災害に強いまちづくりを推進します。地域とともに、災害リスクを継続的に周知・共有しながら、防災体制づくりを進め、誰もが安心して暮らせる都市の実現を目指すことを基本として、以下のとおり、防災まちづくりの将来像を設定します。



【防災まちづくりの将来像】
清流肱川とともに、つながり安心の暮らし ～流域全体で備える魅力あるまち 大洲～

■防災まちづくりの目標

施設整備により災害リスクを段階的に低減しながら、残存するリスクに対しては確実な避難と地域防災力により市民の生命を守る取組を進め、災害があっても早期復旧・復興し、住み続けられる持続可能なまちを実現する。

【防災まちづくりの段階目標】

短期 (概ね5年)	○人命を守る最低限の安全確保
中期 (概ね10年)	○平成30年7月豪雨規模への対応力確保
長期 (概ね20年)	○気候変動を見据えた安全な都市の実現

■リスクを踏まえた取組の方向性（取組方針）

リスク低減（主に）ハード対策

○氾濫・浸水等による直接的な被害をできるだけ防ぐ・減らす被害防止施設等の整備や氾濫・浸水を防ぐための流域対策

雨水を貯める／洪水を安全に流す／氾濫水を減らす

リスク回避（主に）規制・誘導

○土地利用の規制や誘導、建築物での対応、より安全な地域への移転促進など、居住誘導区域等の被害対象を減少させる対策

浸水範囲の拡大抑制／低リスクエリアへの誘導・住まい方の工夫

被害の低減・早期復旧・復興（主に）ソフト対策

○確実な避難や経済被害の軽減・最小化、迅速な復旧・復興のための事前準備など、居住誘導区域の居住等の安全確保のための防災・減災対策

避難体制の強化／地域防災力の向上／早期復旧・復興（多主体の連携、自分事）

10.5 防災指針の検討 (2/2)

【防災・減災に関する具体的な取組】

リスク低減（主に）ハード対策

方針 1-1：河川整備等	肱川水系河川整備計画等に基づく河川整備やダム整備等 河道掘削／堤防の浸透対策／山鳥坂ダムの建設等
方針 1-2：内水氾濫対策（排水不良解消等）	都谷川排水機場の整備／支川（特定都市河川）の河道整備（嵩上げ）／支川（普通河川）の河道整備（嵩上げ）／下水道（雨水）整備
方針 1-3：流域対策（貯留・流出抑制等）	雨水貯留浸透施設の整備、整備に対する支援、設置の義務付け／公園貯留施設の保全・拡充／田んぼダム（水田貯留）の推進 など
方針 1-4：海岸保全施設等の整備	伊予灘沿岸海岸保全基本計画に基づく海岸保全施設等の改良・新設／長浜港内港埋立事業基本計画に基づく埋立造成
方針 1-5：砂防関係施設の整備	砂防関係施設の整備／人家のがけ崩れ防災対策／砂防関係施設の老朽化対策

リスク回避（主に）規制・誘導

方針 2-1：災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導	二線堤等の整備（保全）／都市浸水想定区域における土地利用の方針検討／居住誘導区域の設定・見直しなど
方針 2-2：危険住宅等の解消（個別移転等）	土砂災害リスクの高い区域からの移転促進（がけ地近接等危険住宅移転事業 など）
方針 2-3：災害リスクの低い場所への高齢者施設等の誘導	災害レッドゾーンの高齢者施設の立地抑制
方針 2-4：災害リスクを踏まえた住まい方の工夫	住宅の浸水対策（嵩上げ等）

被害の低減・早期復旧・復興（主に）ソフト対策

方針 3-1：安全な避難先の確保による避難体制の強化（避難地・避難路整備等）	安全な避難場所の確保・充実／浸水想定区域内の緊急避難場所等の確保／避難路の確保・指定／避難所の指定・充実 など
方針 3-2：リスクの周知・理解等による警戒避難体制の実効性確保	地域の災害発生リスクの周知／防災情報の多言語対応／マイタイムライン等の作成／避難行動要支援者の避難体制強化／避難訓練・研修等の参加促進 など
方針 3-3：防災情報の充実と避難情報等の確実な伝達	避難場所や防災拠点等の周知／まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害リスク情報の充実／避難情報の取得方法（伝達手段）の多重化・多様化 など
方針 3-4：災害時の円滑な防災活動の確保に向けた関係機関の連携強化	肱川流域（水防災）タイムライン等に基づく体制等の整備／水防活動の効率化・水防体制の強化
方針 3-5：事業者等との連携による減災対策の推進	要配慮者利用施設の避難確保／大規模工場等の自衛水防の推進（企業防災の推進）
方針 3-6：防災思想・知識の普及啓発、防災意識の向上	防災教育／流域治水の深化・自分事化
方針 3-7：防災人材の育成と自主防災組織の活性化	平時からの住民相互協力活動／地域防災リーダー等の育成／地区防災計画に基づく地域防災力の充実強化（地域の活動活性化）など
方針 3-8：被災後に早期復旧・復興を目指すための対策（事前準備）	復旧・復興の担い手確保・育成／事業者の事業継続力強化／災害に備えた保険の加入促進・普及啓発 など

第11章 数値目標の設定と進行管理

11.1 数値目標の設定と進行管理

目指す将来像及びまちづくりの方針の実現に向け、都市機能及び居住の誘導施策の進捗状況及び効果の確認、並びに防災指針の取組の進捗管理を行うため、数値目標を設定し、進捗管理を行います。

■数値目標の設定

指標区分	目標指標	現状値	目標値
都市機能に関する指標	都市機能誘導区域内の誘導施設数 (肱南地区、肱北地区、長浜地区の商店街を計3施設として扱う)	52施設(2019年度) ⇒47施設(2025年度)	57施設(2040年度)
居住に関する指標	居住誘導区域内の人口密度	36.2人/ha(2015年度) ⇒33.9人/ha(2020年度)	36.2人/ha(2040年度)
公共交通に関する指標	公共交通圏の人口割合 ^(※) ※大洲市地域公共交通網形成計画と同様の目標指標	78.3%(2015年度) ⇒84.5%(2020年度)	85.0%(2040年度)
安全・安心(都市防災の安全確保)に関する指標	居住誘導区域の浸水想定(浸水深0.5m以上)の居住人口 ^(※) ※多段階の浸水想定図において、年超過確率1/100未満の降雨により浸水深0.5m以上の浸水が想定される範囲内の居住誘導区域人口	6,432人(2020年度)	0人(2040年度)

肱川流域治水 都谷川排水機場起工式

つながろう肱川

- 日時：令和8年3月7日（土） 11:25～12:15
- 場所：都谷川排水機場（愛媛県大洲市新谷）
- 主催：四国地方整備局大洲河川国道事務所

